

岡山大学における毒物・劇物の取り扱いについて

岡山大学保健環境センター環境安全部門

加瀬野悟

毒劇物については、その保健衛生上の危険を防止するために、法律による規制の他、学内の規則（国立大学法人岡山大学毒物及び劇物管理規程）で取り扱いが定められています。以下は、その要点をまとめたものです。

毒劇物とは

「毒物及び劇物取締法」で定められた物質のことです。この法律により、特定毒物 19 種類、毒物 99 種類、劇物 355 種類が定められています。該当する薬品や製品の容器や包装には「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の表示がされているはずですが、なお、いわゆる「薬品」の他、メッキ液、業務用洗剤、殺虫剤、燃料アルコールなどの製品にも該当する場合があります。

なお、特定毒物を研究に使用しようとする場合、特定毒物研究者の許可を県知事から受ける必要があります。

管理責任者

毒劇物保管庫毎に、管理責任者を選任し、管理責任者は毒劇物を使用する研究単位毎に取扱責任者を決めてください。

管理責任者は毒劇物の管理を統括し、取扱責任者は取扱者(教職員及び学生など)に対して正しい扱い方の指導をしなければなりません。

購入について

毒劇物を購入する時は、捺印した授受文書を納入業者に渡さなければなりません。

毒劇物の購入時には、購入する毒劇物の MSDS(化学物質等安全データシート)を文書、磁気ディスク等により入手し(法律で義務付けられています)、取扱者(教職員及び学生など)に当該物質の性状及び取扱いに関する情報を周知する必要があります。

保管について

毒劇物は、以下のように保管しなければなりません。

- ・一般の薬品と区分して、鍵のかかる金属製保管庫に保管し、鍵の管理を徹底すること。
- ・転倒や容器どうしの接触破損がないように措置すること。
- ・保管庫及び容器には「医薬用外毒物(赤地に白文字)」または「医薬用外劇物(白地に赤文字)」を表示すること。

使用について

使用する都度、「毒物受払簿」「劇物受払簿」に年月日、使用量、残量、使用者等を記入しなければなりません。

定期的に、受払簿と保管数量を照合して、確認を行ってください。

毒劇物管理に「岡山大学化学物質管理システム」を利用すればスムーズに行うことができます。
毒物劇物を希釈したりした容器にも薬品名と「医薬用外毒物」または「医薬用外劇物」の表示をしなければなりません。

廃棄について

使用見込みのない毒劇物は適切な方法で早く廃棄処分をするようにしましょう。

事故の際の処置

毒劇物が盗難・紛失した時、漏れ・流れ出し等の事故が発生した場合、直ちに部局長に届け出て指示を受けなければなりません。

部局長への報告

下記の事項が発生した場合、部局長は、保健環境センター長を経由し学長へ報告しなければなりませんので、部局長へ遅滞なく報告してください。

- ・毒劇物管理責任者及び毒劇物取扱責任者を選任又は変更した場合
- ・特定毒物研究者の許可を受けた場合
- ・毒劇物の盗難・紛失又は事故が発生した場合